

令和 4 年 10 月

農 業 委 員 会
総 会 議 事 録

令和 4 年 10 月 5 日

武雄市農業委員会

令和4年10月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和4年10月5日（月）
（開会）9時00分 （閉会）9時50分

2. 場 所 文化会館ミーティングホール

3. 農業委員出席状況 出席者18人 欠席者1人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	中尾 正悟	○		13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	松尾 隆博	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁	○		16	澤井富二郎	○	
7	中村 一明	○		17	坂口 友久	○	
8	田代 了三	○		18	相原 經憲		○
9	山田 義利	○		19	岩橋 久美	○	
10	向井 健作	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者

山口和利、永尾 修、小柳 満、差形勝見、西村栄義、荒川宏文、山口恭広、
岩瀬源吾、古場邦彦、蒲地哲也、山口忠俊、平原 実、光岡政範、山口 浩、
松岡義信、田淵清徳、山田鉄男、下平寅義、樋口英則、鈴山春樹、中原 位、
宮原洋昭、平川 香、山口良孝、橋口和彦、立川浩吉（以上26名）

5. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請	4件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請	3件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請	10件
議案第4号	武雄市農用地利用集積事業計画（案）について	
議案第5号	農業振興地域内、農用地からの除外について	
議案第6号	武雄市非農地証明願	3件
報告第1号	農地等形状変更について	4件
報告第2号	農地法第4条第1項第9号の規定について	1件

6. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局長 皆様こんにちは。時間になりましたので、令和4年10月の農業委員会「総会」を始めさせていただきます。

本日は、農業委員18人の出席、欠席者1名ということで、在任委員の過半数以上の出席となります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。

それでは会長、議事進行をお願いします。

会 長 (農業情勢等の報告等については省略)

ただ今から、令和4年10月の武雄市農業委員会総会を開会します。

今回は、議案第1号から第6号までの審議をお願いします。

本日の議事録署名人に、議事録署名人に、7番 中村委員、16番 澤井委員を指名します。

それでは、議案審議の前に、事務局から報告事項をお願いします。

事務局 9月総会審議後の転用許可状況について報告。内容は省略。

会 長 事務局からの報告に対して、皆様からお尋ね等はございませんか。

(なし)

会 長 特に無いようですので、審議事項に入ります。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

会 長 それでは、議案第1号を議題とします。

農地法第3条の規定による許可申請が4件提出されています。

この議案について事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議案第1号についてご説明させていただきます。資料につきましては、議案書の1ページからになります。

まず、申請番号1番です。権利の内容は所有権の移転になっております。土地は、〇〇町の畑2筆の5, 723㎡。譲渡人は、所有している農地や宅地を処分したい。譲受人は、譲渡人名義の土地を全て譲り受けたい。ということで申請が提出されています。農地の価格につきましては、宅地と同時購入のため不明となっています。

申請番号2番。権利の内容は所有権移転。土地は、〇〇町の田3筆の2, 503㎡。譲渡人は、市外に住んでおり、管理・耕作が難しい。譲受人は、現在も耕作しているため、譲り受けたい。ということで申請が提出されています。農地の価格につきましては、3筆で〇〇万円となっています。

申請番号3番です。権利の内容は所有権の移転になっております。

土地は、〇〇町の田1筆の323㎡。譲受人が譲渡人名義の空き家と田をセットで購入したい。ということで申請が提出されています。農地の価格につきましては、宅地と同時購入のため不明となっています。

申請番号4番、権利の内容は所有権移転。〇〇町の田10筆の9,283㎡。譲渡人は、所有している農地を処分したい。譲受人は、現在も耕作しているため、譲り受けたい。ということで申請が提出されています。

以上、4件については、全て3つの判断基準を満たしていると判断しています。事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

会 長 事務局の説明が終わりました。この4件について、地元委員さんからの補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、ありませんか。

(地元委員による補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 無いようですので質疑をとどめます。議案第1号 農地法第3条の規定による4件の許可申請について、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定による4件の許可申請については、許可することに決しました。

————— 《議案第2号 農地法第4条 許可申請》 —————

会 長 次に議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第4条の規定による許可申請が3件提出をされております。この3件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号について説明いたします。

申請番号1番。農地〇〇町の田5筆、畑1筆合計6筆の7,715㎡。こちらは、農振除外済です。申請事由は「今後、農業をする後継者もおらず、保水目的のためにも植林をしたい。」ということです。工事完了時期は令和6年3月となっています。令和5年3月までに字〇〇分の植林を終える予定であります。

申請番号2番。〇〇町の田1筆1, 307㎡。申請事由は「住居を建て替えるにあたり、移転先として数ヶ所検討したが、他に適地が見つからず、自己所有のこの地を選んだ。」ということです。工事完了時期は令和5年12月となっています。

申請番号3番。〇〇町の畑1筆279㎡です。申請事由は「現在、他人の土地に農業用機械等を置いているため、自宅に近い申請地を機械置場として利用したい。また、駐車場としても利用したい。」ということです。工事完了時期は許可後となっています。

農地区分、許可基準の該当事項は議案書記載のとおりです。事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 事務局の説明が終わりました。このうち1番と2番の案件については、9月26日に調査委員会を行っておりますので、座長の〇〇委員さんから調査結果の報告をお願いします。

調査委員会座長（〇〇番委員）

はい。それでは、調査委員会の報告を行います。令和4年9月26日午後1時30分から、C班及び地元農業委員により、武雄市役所3階会議室にて調査委員会を開催し、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請2件について審議しました。主な質疑は、議案第2号 申請番号1番の「植林」について「申請地周辺の状況」について質疑があり、申請人から申請地周辺は以前に大部分が保安林となっており、申請地も自身で農地としていくことが困難である為、植林を行いたい。また、保安林の事業は既に終了している為、今回は実費にて植林をおこなう計画としている。」との回答がありました。

次の、議案第2号 申請番号2番の「一般住宅及び車庫」については、特に質疑等ありませんでした。

以上、申請番号1番及び2番 の案件について、質疑等ありましたが、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりました。

会 長 ありがとうございます。調査委員会の報告が終わりましたので、3番の案件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。

(地元委員による補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に無いようですので質疑をとどめます。議案第2号農地法第4条の規定

による3件の許可申請について、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって議案第2号農地法第4条の規定による3件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事送ることに決しました。

《議案第3号 農地法第5条 許可申請》

会 長 次に議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。農地法第5条の規定による許可申請が10件提出されています。この案件について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第3号についてご説明をさせていただきます。

申請番号1番、権利の内容は賃借権設定となっております。土地につきましては、〇〇町の田1筆の面積3,185㎡です。農振除外済となっております。申請理由は、「当申請地は、主要幹線道路に隣接し、優れた立地であり、また、大型積載車の出入りが可能であるため、店舗及び自動車整備工場用地として申請する。」ということです。工事完了時期は令和5年12月31日となっており、農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料の方に記載のとおりでございます。

続きまして、申請番号2番、権利の内容は所有権移転となっております。土地につきましては、〇〇町にあります田4筆と畑1筆の計5筆で面積が577㎡。申請理由は、「事業拡大の一環として、住宅環境、生活環境、交通への条件の良い土地を賃貸住宅地として探していたところ、申請地の情報を得て、土地所有者に相談したところ、売買の快諾を得ることができたので本申請を行うもの。」ということで工事完了時期は令和5年6月30日となっており、農地区分及び、許可基準の該当事項につきましては、資料の方に記載のとおりでございます。

続きまして、申請番号3番です。権利の内容は使用貸借権設定となっております。土地は〇〇町にあります田2筆の面積314㎡です。申請理由は、「現在、賃貸住宅に居住しているが手狭になってきたため、父に相談し、住宅環境が良く計画面積が確保できる父所有の申請地に住宅を建築したい。」ということで工事完了時期につきましては令和5年5月31日です。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

続きまして申請番号4番です。権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇〇町にあります畑2筆の面積155㎡です。申請理由は、「申請地は、駅から1.5キロの住宅地内で、学校、スーパー、医療機関などにも近接しており非常に住環境が優れているので、造成を行い、分譲地として販売したい。」

ということで申請が提出をされております。工事完了時期は令和5年5月31日となっております。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

続きまして、申請番号5番、権利の内容は所有権移転となっております。土地につきましては、〇〇町にあります畑1筆の面積が247㎡。申請理由は、「自宅で〇〇を営んでいるが、駐車スペースが狭く、製品の搬入搬出時や来客時に大変不便な状況であり、申請地の所有者の承諾も得ることができたので、本申請を行うもの。」ということです。工事完了時期は令和4年11月30日となっており、農地区分及び、許可基準の該当事項につきましては、資料の方に記載のとおりでございます。

続きまして、申請番号6番、権利の内容は所有権移転となっております。土地につきましては、〇〇町にあります田2筆と畑1筆の計3筆で面積が385.35㎡。農振除外済となっております。申請理由は、「現在は借家住まいのため、新築を計画している。環境が良く希望条件に合う土地を見つけたため、所有者に相談したところ快諾を得ることができた。」ということで工事完了時期は令和5年3月31日となっており、農地区分及び、許可基準の該当事項につきましては、資料の方に記載のとおりでございます。

続きまして、申請番号7番、権利の内容は所有権移転となっております。土地につきましては、〇〇町にあります田1筆で面積が578㎡。農振除外済となっております。申請理由は、「現在、借家暮らしをしていますが、子供の成長に伴い手狭になってきた。また、両親の老後のことを考え、実家近くの申請地に住宅を建築したい。」ということで工事完了時期は令和5年2月28日となっており、農地区分及び、許可基準の該当事項につきましては、資料の方に記載のとおりでございます。

続きまして、申請番号8番、権利の内容は所有権移転となっております。土地につきましては、〇〇町にあります田1筆の面積が326㎡。農振除外済となっております。申請理由は、「申請者は電気工事店を営んでおり、現在の資材置場では手狭になってきたため、親戚の所有する農地を相談したところ、承諾された。」ということで工事完了時期は令和5年3月31日となっており、農地区分及び、許可基準の該当事項につきましては、資料の方に記載のとおりでございます。

続きまして、申請番号9番、権利の内容は所有権移転となっております。土地につきましては、〇〇町にあります田3筆で面積が611㎡。農振除外済となっております。申請理由は、「介護施設を運営している〇〇町の施設を、介護関係の保存書類倉庫と会社所有の車両置場として利用しているが、過去2回の水害により浸水し、多大な損害を受けたため、浸水の恐れのない当申請地を保存文書倉庫及び駐車場として利用したい。」ということで工事完了時期は令和5年3月31日となっており、農地区分及び、許可基準の該当事項につきましては、資料の方に記載のとおりでございます。

続きまして、申請番号10番、権利の内容は所有権移転となっております。土地につきましては、〇〇町にあります田1筆で面積が52㎡。申請理由は、

「申請地は、１５年ほど前、譲渡人と譲受人お互いの利便性を図り、交換をしていたが、手続きをせず宅地の一部として利用していた。」ということで、すでに宅地として使用していたということで始末書が提出されております。農地区分及び、許可基準の該当事項につきましては、資料の方に記載のとおりでございます。

事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。このうち１番と２番の案件については、９月２６日に調査委員会を行っておりますので、座長の〇〇委員さんから調査結果の報告をお願いします。

調査委員会座長（〇〇番委員）

はい。それでは、調査委員会の報告を行います。令和４年９月２６日午後１時３０分から、Ｃ班及び地元農業委員により、武雄市役所３階会議室にて調査委員会を開催し、議案第３号 農地法第５条の規定による許可申請２件について審議しました。主な質疑は、議案第２号 申請番号１番の「店舗兼自動車整備工場」の「油の処理」について質疑があり代理人から「油水分離槽を経由して処理をおこなう計画としている。」との回答がありました。その他にも、地元説明会にて要望があったというパイプラインの移設や、水路の張コンクリート等について現地にて代理人より説明がありました。次の、議案第２号 申請番号２番の「賃貸住宅」については、「緑地２ヶ所の管理」について質疑があり代理人から「開発業者である申請人が管理する」との回答がありました。また、開発道路は市に帰属するとの説明がありました。その他にも、「開発地の隣地である畑も一緒に開発しないのか？」との質疑があり代理人から「交渉はしたが、現在小作契約を結んで耕作中であるとのことなので、隣地である畑については開発しない」との回答がありました。

以上、申請番号１番及び２番 の案件について、質疑等ありましたが、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりました。

会 長 ありがとうございました。調査委員会の報告が終わりましたので、３番から１０番の案件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。

（地元委員による補足説明なし）

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

（質疑なし）

会 長 それでは、質疑も無いようですので、質疑をとどめます。
 議案第3号 農地法第5条の規定による10件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
 よって、議案第3号 農地法第5条の規定による10件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

—————《議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）》—————

会 長 次に、議案第4号を議題といたします。
 議案第4号「武雄市農用地利用集積事業計画（案）」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 失礼いたします。1ページをご覧ください。こちらに「令和4年度第6号利用権設定計画（案）」を記載しています。

 2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

 武雄町、田、再設定、6件、14筆、15,249㎡。

 橘町、田、新規、4件、5筆、7,074㎡。

 再設定、9件、18筆、25,386㎡。

 朝日町、田、新規、1件、1筆、855㎡。

 再設定、17件、26筆、42,013㎡。

 若木町、田、再設定、4件、6筆、8,884㎡。

 武内町、田、再設定、5件、13筆、13,081㎡。

 東川登町、田、再設定、2件、7筆、2906㎡。

 西川登町、なし

 山内町、田、再設定、16件、33筆、36,395㎡。

 北方町、田、再設定、13件、21筆、49,840㎡。

 となっています。3ページ以降に各町の詳細を記載しています。

 以上、農業経営基盤強化促進法、第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

会 長 事務局の説明が終わりました。それでは議案第4号について、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようでございますので、議案第４号の質疑をとどめます。
議案第４号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第４号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）については、原案どおり承認することに決しました。

—————《議案第５号 農業振興地域内、農用地からの除外について》—————

会 長 次に議案第５号を議題といたします。「農業振興地域内、農用地からの除外に対する意見について」、農林課の説明をお願いします。

農林課 失礼いたします。農林課の〇〇です。議案第５号につきまして、提案させていただきます。

議案書の１ページに農振除外を行う１７件の３７筆のリストをつけております。２ページ目から５ページにわたって１７件の概要を記載しております。６ページ目から５２ページまでにそれぞれの字図、計画平面図をつけております。１ページ目をご覧ください。植林が１番から３番までの３件、携帯電話基地局が４番５番、１０、１１、１７番の５件となっています。電柱及び視線の設置が６から８番の３件、９番のまき置き場が１件、１２番の建売分譲の１６区画が１件、１３番の一般住宅が２件、１５番賃貸住宅が７件、１６番の住宅進入路が１件となっています。以上、１７件につきまして、農林課としては、農振除外の５要件を満たしていると判断をいたしまして、受付をした案件でございます。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 農林課の説明が終わりました。それでは議案第５号について、質疑を開始します。何かございませんか。

（質疑なし）

会 長 意見も無いようでございますので、議案第５号の質疑をとどめます。
議案第５号 農業振興地域内、農用地からの除外に対する意見については、「農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすことがないと認められる」と回答することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

会 長 異議なしと認めます。議案第５号 農業振興地域内、農用地からの除外に対する意見については、「農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすことがないと

認められる」と回答することに決しました。

《議案第 6 号 武雄市非農地証明願申請》

会 長 次で議案第 6 号を議題といたします。「武雄市非農地証明」について 3 件の証明願が提出されています。この案件について事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第 6 号について御説明をさせていただきます。議案書の 9 ページをお開きください。

議案第 6 号、武雄市非農地証明願申請につきまして、申請番号 1 番です。土地につきましては、〇〇町にあります、田 1 筆 7. 8 8 m²です。昭和 61 年に新築した際に、隣接する農地に越境したまま現在に至るもので非農地証明事務処理要領の該当事項 5 号に該当するものであります。

申請番号 2 番につきまして、土地は〇〇町にあります、畑 1 筆 3 4 3 m²です。平成 6 年頃からお茶の運搬が困難になったため耕作しなくなった。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項 4 号に該当するものであります。

続いて申請番号 3 番です。土地は〇〇町にあります、畑 1 筆 1 4 2 m²です。高速道路建設により分断され、管理不便となったため、平成 3 年頃桧を植林した。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項 5 号に該当するものであります。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第 6 号について、地元委員さんの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。

議案第 6 号、3 件の武雄市非農地証明願につきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号 武雄市非農地証明 3 件について原案どおり証明することに決しました。

—————《報告第1号 農地等形状変更届け出》—————

会 長 次に報告第1号「農地等形状変更届出」について4件提出されています。
この件について事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第1号について、ご説明します。議案書10ページになります。

番号1番。土地は〇〇町の田2筆、1,948㎡です。変更理由は、「道路と高さを合わせて水田の生産性の向上を図るため。」ということで、田を嵩上げされます。変更時期は令和4年9月28日から令和5年2月28日で、嵩上げの高さ0.6～1.3m、土量は4,434㎥。施工業者は〇〇(株)で変更後も引き続き水稻をされる予定です。

番号2番。土地は〇〇町の田1筆、732㎡です。変更理由は、「道路と高さを合わせて水田の生産性の向上を図るため。」ということで、田を嵩上げされます。変更時期は令和4年9月28日から令和5年2月28日で、嵩上げの高さ0.6～1.3m、土量は4,434㎥。施工業者は〇〇(株)で変更後も引き続き水稻をされる予定です。

番号3番。土地は〇〇町の田3筆、24,690㎡です。変更理由は、「道路と高さを合わせて水田の生産性の向上を図るため。」ということで、田を嵩上げされます。変更時期は令和4年9月28日から令和5年2月28日で、嵩上げの高さ0.6～1.3m、土量は4,434㎥。施工業者は〇〇(株)で変更後も引き続き水稻をされる予定です。

番号4番。土地は〇〇町の田5筆、畑1筆合わせて10,687㎡です。変更理由は、「園芸団地施行のため、盛土をし、均平化する。」ということで、田を嵩上げされます。変更時期は令和4年11月1日から令和6年3月31日で、嵩上げの高さ0.8～1.2m、土量は20,000㎥。施工業者は今後入札にて決定、市、県の河川工事で出た土を利用する予定で変更後は施設きゅうりを栽培される予定です。

以上、ご報告いたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。この件について、地元委員さんから補足説明があればお願いします。

会 長 無いようですので、報告第1号「農地等形状変更届出」につきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思います。何かございませんでしょうか。

会 長 これは報告事項ですので、この程度にとどめます。

—————《報告第2号 農地法第4条第1項第9号の規定による届出について》—————

会 長 次に報告第2号「農地法第4条第1項第9号の規定による届出について」1件の報告が提出されています。この件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第2号「農地法第4条第1項第9号の規定による届出について」説明します。議案書の11ページをごらんください。

番号1番：〇〇町の田1筆面積は107㎡、農振地に関する軽微な変更手続きは済んでいます。転用の時期は令和4年9月17日から令和5年3月31日となっています。コンバイン置場が必要なため、申請地に農業用倉庫を設置したい。ということで届出が出ております。事務局からの説明は以上です。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明があればお願いします。

(地元委員補足説明なし)

会 長 特にないようですので、報告第2号「農地法第4条第1項第9号の規定による届出について」ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思います。何かございませんでしょうか。

(質疑なし)

会 長 特にないようですので、これは報告事項ですので、この程度にとどめます。

《 閉 会 》

会 長 それでは以上をもちまして、本日、準備された議案・報告等については、すべて終了しました。これをもちまして、令和4年10月の農業委員会総会を終わります。